

# 商品中古自動車の自動車税減免のお知らせ 〈令和8年度版〉

岡山県

岡山県では、中古自動車販売業者の方が所有する自動車のうち、次の要件に該当する商品中古自動車の自動車税を申請により一部減免しています。

## 1 減免の対象要件

次の（１）～（５）のすべてに該当する場合に限り、減免になります。

**（注）新規登録により取得した自動車（新車・中古車）及び軽自動車は対象外です。  
年度途中に取得した商品中古自動車については、減免の対象になりません。**

（１）4月1日現在において、中古自動車販売業者の方が商品として所有し、展示していること。ただし、修理等のために展示できないものはこの限りではありません。

（２）登録事項の所有者・使用者とも減免申請者と同一であること。

（３）商品中古自動車であることが、一般財団法人日本自動車査定協会により証明されていること。

（注）古物営業法の改正に伴い、令和2年3月31日までに警察署に「主たる営業所等の届出」を行っていない場合は、古物商の許可が失効しています。このため、査定協会では、証明に当たり、届出を行っていることについての自認書の提出を求めています。

（４）中古自動車販売業者の方に係る商品中古自動車以外も含めすべての自動車税について滞納がないこと、及び今年度に係る自動車税年税額すべてが納期限（令和8年6月1日（月））までに納付されていること。

**商品中古自動車に係る自動車税だけを納期限までに納付されていても減免にはなりません。**

※口座振替を依頼されている場合でも、4月中に抹消登録した自動車は口座振替になりません。納期限までに1か月分の納付が必要ですので、抹消後速やかに管轄県民局へお問い合わせください。

（５）地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ又は通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受けた者にあつては、それぞれ、その刑の執行を終わり若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していること。

また、地方税の滞納処分を受けた者にあつては、当該滞納処分の日から2年を経過していること。

## 2 減免額

年税額の1/2分の3に相当する金額（3か月相当分）が減免されます。

☆申請手続きについては裏面を御覧ください。👉

# 減免申請手続

## 〔第1段階：商品中古自動車に関する証明申請〕

受付期間：令和8年4月1日（水）から4月30日（木）まで

- 必要書類 ① 商品中古自動車証明申請書（用紙は協会にあります。）  
② 主たる営業所等の届出に関する自認書  
（用紙は協会にあります。過去に提出している場合は不要です。）  
③ 古物商許可証の写し  
④ 当該自動車の最新の自動車検査証記録事項の写し

※申請車両1台につき550円(税込)の証明手数料が必要です。

その他：申請に係る商品中古自動車の現車確認完了後、商品中古自動車証明書が発行されます。（原則として再発行はされません。）

<申請先>

一般財団法人 日本自動車査定協会 岡山県支所  
〒701-1133  
岡山市北区富吉5301-8 岡山県自動車会館2F  
☎ (086) 259-5148

## 〔第2段階：商品中古自動車の自動車税減免申請〕

提出期限：令和8年6月1日（月）（納期限の日**必着**）

- 必要書類 ① 自動車税減免申請書  
② 自動車税減免申請書内訳書  
③ 古物商許可証の写し  
④ 日本自動車査定協会が発行した商品中古自動車証明書

※ 郵送の場合は、必ず簡易書留又はレターパックプラスで申請してください。  
また、内訳書（控）返却用として切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

<申請先>

課税住所地の管轄県民局へ申請してください。（備前県民局税務部課税課自動車審査班（運輸支局敷地内）及び管轄地域外の県民局では受付できません。）

管 轄 県 民 局	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町、岡山県外	岡山県備前県民局税務部課税課 〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1 ☎ (086) 233-9844
	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町	岡山県備中県民局税務部課税課 〒710-8530 倉敷市羽島1083 ☎ (086) 434-7071
	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町	岡山県美作県民局税務部課税課 〒708-8506 津山市山下53 ☎ (0868) 23-1272

☆必ず表面記載の要件を御確認ください。👉